

奈良県告示第三百四十五号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙指定売りさばき人住所等変更届の提出があった。

平成二十二年二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

	変更前	変更後
指定売りさばき人の所在地	有限会社五條自動車学校	有限会社ナント自動車学校
五條市野原町八一番地の二	吉野郡下市町新住一七〇番地の二	